

2020 年 4 月 14 日

各 位

株 式 会 社 オ ウ ケ イ ウ ェ イ ヲ
代 表 取 締 役 社 長 松 田 元
(コード番号:3808 名証セントレックス)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 野 崎 正 徳
電 話 番 号 0 3 - 6 8 4 1 - 7 6 7 2

当社代表取締役による当社株式の取引に関するお知らせ

当社代表取締役社長である松田元による当社株式の取引について、以下のとおり、社外専門家より意見書を取得することといたしましたのでお知らせいたします。

松田氏は、2020 年 3 月 11 日及び 3 月 17 日付変更報告書にて報告の通り、2 月中旬から 3 月上旬にかけて、保有していた当社株式 1,310,000 株のうち合計 359,300 株を売却しております（以下「本件自社株売却」といいます。）が、その頃、正式な実施決定はなされていない段階ではあったものの、本日付「第 2 回新株予約権付社債に係る強制償還義務の履行の猶予に関するお知らせ」で開示しておりますとおり、潜在的に重要な資金調達に関する検討及び協議がなされていきました。松田氏は、当社代表取締役社長としてその状況を把握しており、当社の定める当社株式の売買規程である「インサイダー取引防止規程」が定める承認者に申し出たうえで、その承認を得た後に売却を行っており、またかかる検討及び協議の先行きが不確実であったため、当社としましては、同氏には不当に利得を得る目的はなかったものと認識しております。しかしながら、その後、当該資金調達に係る協議が進展する中で 3 月 17 日付変更報告書の提出を契機として、改めて当社より社外の弁護士への確認を行ったところ、当該資金調達に係る正式な意思決定はされておらず不確実性が存在する状況ではあったものの、金融商品取引法第 166 条第 1 項第 1 号への抵触の疑いなしとしないとの見解でありました。そのため、当社は、2020 年 4 月 13 日の取締役会で、松田氏の売却及び社内における当該売却の承認に至った経緯の把握と原因の究明を目的として、社外専門家より意見書を取得することを決議致しました。意見書は遅くとも 2020 年 5 月 18 日までに取得する見通しであり、これをもとに、取締役会にて自己株式取引に係る社内手続きの問題の特定と再発防止策について決議する予定です。

また、既に証券取引等監視委員会及び株式会社名古屋証券取引所に本件自社株売却に係る報告を済ませており、今後仮に調査等が開始されることがあれば、当社は全面的に協力する所存です。

【社外専門家のメンバー構成】

- 田村有加吏弁護士（瀧野国際特許事務所、東京情報大学講師（2017 年～2019 年））
- 小泉大輔公認会計士（小泉大輔公認会計事務所代表、株式会社アイティフォー（東証一部）社外取締役（監査等委員）、株式会社地域新聞社（JASDAQ）社外監査役）
- 北周士弁護士（法律事務所アルシエン）

以 上